

松田町クマ誘引放任果樹伐採補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集落へのツキノワグマの誘引を減らし、クマによる人身被害等の防止を図るため、クマの誘因物となる管理されていない果樹等（以下「放任果樹」という。）の伐採に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「放任果樹」とは、果樹の所有者がやむを得ない理由により、果実の収穫ができず放置されたもので、個人での伐採ができないものをいう。

(2) 「地縁団体」とは、町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 個人

(2) 地縁団体

(3) 法人

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、別表に掲げる放任果樹を伐採するもので、次の各号に掲げる全てに該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) もっぱら人が居住する住宅又は現に耕作している農地から山間部に向けて原則として300m以内にある放任果樹の伐採であること。

(2) 放任果樹の所有者の同意を得ていること。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 伐採木の処分費用を除いた伐採費用

(2) その他町長が必要と認める経費

(補助額)

第 6 条 補助金額は、対象経費の千円未満を切り捨てた全額とし、伐採木 1 本につき 3 万円を上限とする。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、松田町クマ誘引放任果樹伐採補助金交付申請書 (第 1 号様式) に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 放任果樹の所有者の同意を得ていることが確認できる書類

(2) 放任果樹の写真及び位置図

(3) 伐採に係る見積書等の経費を確認できる書類の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第 8 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、松田町クマ誘引放任果樹伐採補助金交付決定通知書 (第 2 号様式) 又は松田町クマ誘引放任果樹伐採補助金不交付決定通知書 (第 3 号様式) により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 申請者は、事業完了後速やかに、松田町クマ誘引放任果樹伐採補助金実績報告書 (第 4 号様式) に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 領収書又は請求書等の写し

(2) 伐採後の写真

(交付確定)

第 1 0 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類等を審査の上、松田町クマ誘引放任果樹伐採補助金交付確定通知書（第 5 号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第 1 1 条 前条の通知を受けた者は、松田町クマ誘引放任果樹伐採補助金交付請求書（第 6 号様式）により補助金を請求するものとする。

(補助金の返還)

第 1 2 条 申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は期間を定めて補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 2 8 日から施行する。

別表（第4条関係）

カキ	アケビ
クリ	イチジク
クルミ	ビワ
その他クマを誘引すると町長が認めたもの	